

# 後期高齢者医療制度のお知らせ

## ～保険料率の見直しについて～

### ■ 保険料率が変わりました

被保険者の皆さまにお支払いいただく保険料は、2年ごとに定める保険料率をもとに決めることになっています。令和6・7年度の新しい保険料率は、次のとおりです。

#### ● 均等割

(被保険者が等しく負担)

令和4・5年度 (年間) 51,892円	→	令和6・7年度 (年間) <b>52,953円</b> (1,061円増)
----------------------------	---	---

#### ● 所得割

(被保険者の所得に応じて負担)

令和4・5年度 (年間) 10.98%	→	令和6・7年度 (年間) <b>11.79%※</b> (0.81ポイント増)
---------------------------	---	---

※令和6年度の賦課のもととなる所得金額が58万円を超えない方については、令和6年度の所得割率を10.92%として算定します。

#### ● 賦課限度額

(1年間の保険料の上限度額)

令和4・5年度 (年間) 66万円	→	令和6・7年度 (年間) <b>80万円※</b> (14万円増)
-------------------------	---	---

※「令和6年3月末日までに75歳に到達して資格取得した方」及び「障害認定で資格取得した方」については、令和6年度の賦課限度額を73万円とします。

### ■ 均等割5割・2割軽減の範囲が見直しされました

- 保険料均等割軽減のうち、5割・2割軽減に係る所得判定基準が、次のとおり見直しされました。

【令和5年度】

対象者の所得要件 (世帯主及び世帯の被保険者全員の軽減判定の所得額)	軽減割合
43万円 + (29万円 × 世帯の被保険者数) + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1)	5割軽減
43万円 + (53万5千円 × 世帯の被保険者数) + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1)	2割軽減

【令和6年度から】

対象者の所得要件 (世帯主及び世帯の被保険者全員の軽減判定の所得額)	軽減割合
43万円 + ( <b>29万5千円</b> × 世帯の被保険者数) + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1)	5割軽減
43万円 + ( <b>54万5千円</b> × 世帯の被保険者数) + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1)	2割軽減

### ■ 保険料の計算方法 (令和6年度)

保険料額は、被保険者が等しく負担する「均等割額」と、所得に応じて負担する「所得割額」の合計で計算します。

<b>均等割</b> 【1人当たり保険料】 <b>52,953円</b>	+	<b>所得割</b> 【本人の所得に応じた額】 (令和5年中の所得 - 最大43万円) × 11.79%	=	<b>1年間の保険料</b> 【限度額80万円】 (100円未満切捨)
--	---	---	---	---

- 1年間の保険料の上限度額は80万円です。
- 所得の少ない人は、世帯主や被保険者の所得に応じて保険料が軽減されます。
- 年度の途中で加入したときは、加入した月からの月割で計算します。
- 前年の所得金額により、43万円の控除額が異なる場合があります。

令和6年度の保険料額は、8月に個別にお知らせします。

■ お問い合わせ 北海道後期高齢者医療広域連合 ☎011-290-5601  
保健福祉課 医療保健係 ☎4-2511